事務所通信 -2024年2月号-

神奈川総合労働事務所 特定社会保険労務士 菊間一郎

2 February 2024

子育て支援の負担は、企業と高齢者に求めるのか

昨年、政府は、「**異次元の少子化対策」**を掲げ、児童手当の拡充や保育園の充実、育児休業による雇用のさらなる継続などを掲げました。

それはそれで結構なことなのですが、問題はその財源です。少子化対策にかかる費用の規模は、合計で、3 兆円弱かかるとしていますが(その後3.6兆円に拡大)、これの財源は、新規の税負担や国債ではなく、「既存の社会保障費用-特に高齢者福祉関係-と社会保険料」に求めるとしています。

簡単に言うと、新規の税負担などはとても無理なので、高齢者を中心とした医療給付や社会保険料の負担を 増額して、子育て支援に必要な財源(その多くは、子どもを産み育てる若年層が受益者です)にあてるということ です。

これをもって「子育て支援のための負担を、企業と高齢者福祉に求める」というのは極論ですが、社会全体としての取り組みの負担を、なぜ一部の階層(企業と高齢者)に求めるのかという感想は否めません。そこで、今回はこの問題を取り上げました。

子育て支援の政策にかかる費用とその財源

異次元の少子化対策でうたわれている政策と、それにかかる費用は次のようなものになっています。

政策の柱	内 容	かかる費用
児童手当などの金銭給付	・児童手当の額の増額(多子の場合)、支給 年齢の高校卒業までの延長、所得制限の撤 廃 ・健康保険出産手当金の増額(42万円→ 50万円) ・出産費用の無償化(保険適用かつ一部負 担金なし) 等	1 兆 2,000 億円 程度
保育(保育園、こども園など の集団保育)の充実	・保育士の処遇改善、保育料の無償化 ・保育所入所要件の一部緩和 ・保育士の配置基準を緩和 等	9,000 億円 程度
育児休業などの雇用の保障	・雇用保険育児休業給付金の拡充(男性育児休業を取得した場合、育児時短勤務をした場合)・自営業者の育児休業に対する保険料免除・子育て支援を行う企業への助成金の大幅増額	7,000 億円 程度

この係る費用を合計すると 2 兆 8,000 億円となりますが、その後さらに追加の政策が盛り込まれ、令和 6 年度の予算編成方針の中では、「合計で 3 兆 6,000 億円」の財源が必要になるとされています。

そこで、問題の財源ですが、次のように説明されています。

- 1 公的医療保険の保険料に上乗せする**こども・子育て支援金**を新設する (但し、徹底した歳出改革と既存予算の最大限の活用を出来る限り行ったうえで、支援金の規模を決めるとしています)
- **2 こども特例公債**を発行する
- 3 消費税の増税は行わない

このうち、3の消費税の増税は行わない、というのは冒頭でふれた一般的な税負担の増は現状ではほぼ不可能ということと同じで、2のこども特例公債は、児童手当の増額が先行するので、必要な財源を一時調達するというもので、本来の財源とは別物です。

結局、子育て支援の財源の中心は、102ども・子育て支援金ということになります。

こども・子育て支援金とはなにか

こども子育て支援のための財源として構想されているこども・子育て支援金は、「公的医療保険(健康保険、 共済組合、国民健康保険、後期高齢者医療保険)の保険料に上乗せして徴収するもの」と説明されていま す。

支援金という言葉からは多様な意味が取れますが、「保険料に上乗せして徴収する」ということから、「保険料と同じものとして徴収(控除)される→実質は保険料が増額される」ということになると思います。

つまり、簡単に言うと「社会保険料が増額する」ということです。

健康保険や共済組合の場合

企業と従業員が折半で社会保険料を支払うので、それに支援金分の増額を加味すると、従業員一人当たり年間で 11,500 円の負担増、企業側も 1 人当たり同額の負担増になるという試算結果があります。

健康保険や共済組合は、現役世代(働いている人)の保険ですが、加入者は 4,500 万人もいるので、従業員だけでなく、全体としての企業側の負担額が相当大きくなることが予想されます。

国民健康保険や後期高齢者医療保険の場合

加入者は4,400万人おり、保険料は全額加入者が支払います。しかも、加入者の平均年齢は国保で55歳、後期高齢者では、82歳と正に高齢者の保険となっています。

負担増の試算結果はありませんが、もともと、所得が少ない年齢層なので、支援金の名目で、保険料が増額されることに対する経済的な負担は大きいものと言わなければなりません。

冒頭の**「子育て支援のための負担を企業と高齢者福祉に求める」**というのは言い過ぎかもしれませんが、そうした方向にあることは否めないと思います。

社労士のつぶやき

結局、少子化対策の財源は、**医療保険の保険料に求め、そのうち負担が大きくのしかかるのは、企業と高齢者**ということになりそうです。

時代の変遷で人口構成が変わり、子ども・若者の世代が減り、壮年者・高齢者の世代が増えている中での待ったなし少子化対策ということで、壮年者・高齢者の負担が増えることは致し方ないとは思います。

しかし、**少子化対策は、社会全体の問題で、子ども・若者だけが受益者というわけではありません。社会全体の問題である以上、その負担は、社会全体で平等に負担する**というのが本来だと思います。

消費税の増税は行わない、というのはこの社会全体で平等に負担するということを回避しているものと思います。 社会保険料の負担は、現状でも相当高いというのが実情です。それを本来の支出(給付)以外のものに使う、 しかも、健康保険は企業、高齢者保険は高齢者から徴収するというのは、「**取りやすいところから取る」**という安易 な方法だと思うのですが。